

寒川町学校給食用物資納入業者としての誓約書

誓約事項

<学校給食について>

(チェック)

- ① 学校給食とは児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすと理解しています。 ☐
- ② 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第二条に規定される、学校給食の目標を把握し、寒川町教育委員会及び各町立小中学校と共にその目標を同じくすることができます。 ☐
- ③ 学校給食の特性上、学校及び教育委員会の都合により、発注数の多寡や発注がない期間が生じる場合があることを了解しています。また、それにより発生する一切の損害に対して、一切の請求をいたしません。 ☐

<給食用物資について>

(チェック)

- ④ 納入する給食用物資は児童及び生徒に学校給食を提供するにあたり、良好な鮮度・品質を有したものを納入いたします。 ☐
- ⑤ 納入した給食用物資の鮮度・品質について、不適格と判断された場合には、直ちに返品、引換え等の対応を行います。 ☐
- ⑥ 納入する給食用物資は児童及び生徒に学校給食を提供するにあたり、高い安全性を有したものを納入いたします。 ☐
- ⑦ 納入する給食用物資は、その情報（産地、成分表、原材料表、農薬等の使用状況及び遺伝子組み換え食品に該当しないことの証明等）が明らかなものであり、教育委員会の求めに応じ、それを証明する書類等を提出いたします。 ☐
- ⑧ 遺伝子組み換え食品又はこれを原料としている物資は、給食用物資として納入いたしません。 ☐

<衛生管理について>

(チェック)

- ⑨ 事業所等の設備及び備品について、衛生的な管理を行います。 ☐
- ⑩ 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。 ☐
- ⑪ 給食用物資の温度管理を確実にを行います。 ☐
- ⑫ 納入する給食用物資により異物混入や食中毒（以下、「異物混入等」という）が発生しないよう万全を期すること。また、異物混入等が発生した場合には、納入業者として調査を行い、その結果を所定の様式により学校長及び教育委員会へ報告いたします。 ☐
- ⑬ 前項に規定する調査の結果、判明した原因が納入業者の責によるものであった場合には、直ちに業務改善を行い、業務改善に係る報告書を学校長及び教育委員会へ提出いたします。 ☐
- ⑭ 教育委員会の申し出があった際には、事業所、店舗、工場等に対する衛生管理体制の現地確認に対応いたします。 ☐

<納入について>

(チェック)

⑮ 物資納入の際は、期日、時刻、場所、包装等については、個別の契約に基づき指定のとおり納入いたします。

☐

⑯ 学校に直接納品を行う際には、校内における自動車の通行に関して次の点に留意し、事故防止に万全を期します。

☐

I 校内への出入口等については、学校に確認すること。

II 子どもの活動に十分注意し、校内では最徐行すること。

III 出入口の開閉について、各学校の指示を厳守すること。

<その他、全般について>

(チェック)

⑰ 教育委員会が給食用物資の納入に関して必要があると認める場合に、文書その他の物件の提出を求めること及び、質問及び照会することを承諾いたします。

☐

⑱ 納入業者の責により学校又は児童生徒に対して損害又は学校給食の提供に支障を与えた場合には、これに対する補償措置を講じます。

☐

⑲ 教育委員会の判断により、寒川町学校給食用物資納入業者登録を取り消す場合があることを了承いたします。

☐

寒川町学校給食用物資納入業者の登録に先立ち、上記の内容を確認しました。

実際に納入業者としての業務を実施する際は、上記の内容を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

所 在 地

納 入 業 者 名

代表者職氏名

印